

「三木市火災予防条例の一部改正(案)」に対する意見提出用紙

[illegible]

※氏名・住所等の項目はすべて記入必須の項目です。記載がない場合、意見として取り扱いません。

※意見以外の項目は第三者に公表することはありません。

※意見が 1,000 字以上の場合、意見要旨のみの公表とします。意見要旨の記載がない場合、事務局において要旨をまとめ公表することがあります。

【提出先・問合せ先】

〒673-0433 三木市福井 1933-15 三木市消防本部予防課

TEL 0794-89-0171 FAX 0794-89-0174

E-mail publiccomment@city.miki.lg.jp